本号で公布された法令のあらまし

◇高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（政令第一九八号）（経済産業省）

1　二酸化炭素冷媒に係る高圧ガス保安法の適用除外の範囲を拡大することとした。（第二条関係）

2　二酸化炭素冷媒に係る高圧ガス保安法の許可・届出の対象を変更することとした。（第四条関係）

3　指定都市の長の都道府県公安委員会等への通報について規定することとした。（第一七条関係）

4　経済産業大臣の権限に属する事務の一部を指定都市の長が処理することとした。（第一八条関係）

5　大都市の特例（改正後の高圧ガス保安法第七九条の三）に関する例外措置の範囲について規定することとした。（第二二条関係）

6　この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二条～第四条関係）

7　この政令に伴う登録免許税法施行令の一部の改正について規定することとした。（附則第五条関係）

8　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（政令第一九九号）（厚生労働省）

一　社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係

1　社会福祉士試験の受験に係る手数料の額を一万五、四四〇円とすることとした。（第一二条第一項関係）

2　介護福祉士試験の受験に係る手数料の額を一万五、三〇〇円とすることとした。（第一二条第二項関係）

二　精神保健福祉士法施行令の一部改正関係

精神保健福祉士試験の受験に係る手数料の額を一万七、六一〇円とすることとした。（第二条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十八号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の一部の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三条第一項第八号、第五条第一項第二号及び第二項第二号、第七十四条第一項、第七十八条の三、第七十八条の四、第七十九条並びに第七十九条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「である」の下に「二酸化炭素及び」を加え、同項第七号中「充てん機能」を「充塡機能」に改める。

第四条の表第一の項中「フルオロカーボン」を「二酸化炭素及びフルオロカーボン」に改める。

第七条第二項の表高圧ガスの種類の欄中「昭和四十二年法律第百四十九号」の下に「。第二十二条において「液化石油ガス法」という。」を加える。

第十七条の表以外の部分中「都道府県知事」を「次の表の上欄に掲げる者」に、「次の表の上欄」を「同表の中欄」に改め、同条の表を次のように改める。

都道府県知事		
法第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可、法第五条第二項、第十七条の二第一項、第二十条の四、第二十一条、第二十条の四第二項の規定による届出又は法第三十八条第一項の規定による許可の取消し	当該都道府県知事が所轄する都道府県公安委員会	
液化石油ガス又は液化天然ガス（冷凍に係る製造のための施設その他経済産業省令で定める施設内におけるものを除く。）の条において同じ。）に係る法第五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項の許可、法第二十条第一項、第二十条の二第一項、第二十条の四第一項若しくは第二十四条の二第一項、第二十四条の四第一項若しくは第二十四条の四第二項の規定による届出又は法第三十八条第一項の規定による許可の取消し	当該許可、届出又は許可の取消しに係る者の事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下この条において同じ。）及び当該事業所が海域に貯蔵所又は販売所の所在地を管轄する消防長	
第七条第一項各号に規定する高圧ガスに係る法第二十四条の二第一項又は第二十四条の四第二項の規定による届出	当該届出に係る者の事業所の所在地を管轄する消防長	